# 令和4年度 第1回

# 香美市権利擁護連携協議会

日時 : 令和4年10月28日(金)10:00

場所 : 香美市役所本庁舎3階会議室2

- 1 新委員紹介
- 2 議題
  - 議題1 会長、副会長の選任ついて
  - 議題2 中核機関の設置について
  - 議題3 香美市権利擁護連携協議会設置要綱の改正について
- 3 報告
  - 報告1 成年後見市長申立ての状況について
  - 報告2 高齢者・障害者虐待通報・認定状況について
  - 報告3 成年後見制度利用促進基本計画作成について
- 4 その他
- 5 副会長あいさつ

# 1 新委員自己紹介

# 2 議題

# 議題1 会長、副会長の選任について

職名	氏 名
会 長	
副会長	

#### 議題2 中核機関の設置について

昨年度の全体会において、令和5年度の設置を目標としていた中核機関の設置を予定通り、令和5年4月に設置することについて議決を求めます。

#### (1)協議経過

令和3年

2月18日 令和2年度権利擁護担当者意見交換会へ参加

9月2日 福祉事務所、健康介護支援課での協議

10月21日 福祉事務所、健康介護支援課での協議

11月2日 成年後見利用促進セミナーへ参加

11月5日 福祉事務所、健康介護支援課での協議

11月9日 香美市、香美市社会福祉協議会での協議

11月26日 専門職である弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士との協議 令和4年

1月28日 令和3年度香美市権利擁護連携協議会全体会において、成年後見制 度利用推進検討部会の設置の承認

4月1日 成年後見制度利用推進検討部会を設置

6月24日 成年後見制度利用推進検討部会(第1回)の開催

8月23日 成年後見制度利用推進検討部会(第2回)の開催

#### (2) 協議結果

香美市による直営方式として、広報機能、相談機能、後見人支援機能を中心に令和5年度に設置することで意見がまとまりました。

市民向けの広報機能については、香美市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。) へ委託する形を取り、既存の活動と一体的に制度の広報活動を行っていく。 相談機能及び後見人支援機能における専門職の参画については、市から各専門職又は団体へ委託等を検討しておりましたが、令和4年度から高知県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)が開始した「高知県権利擁護支援アドバイザー派遣事業」を活用することとなりました。

中核機関の設置、運営に係る予算は、既存事業や県社協の事業を活用することで 中核機関の実施する検討の場における専門職への報酬等のみとなり、当初の見込 みから大きく減額するここととなりました。

後見人の受任調整や担い手育成といった成年後見制度利用促進機能と不正防止機能については、中核機関を運営し、ある程度ノウハウが蓄積された段階で順次取り組んでいくこととなりました。

#### (3) 設置要綱(案)

中核機関の設置要綱案は、別紙資料3のとおり。

## 議題3 香美市権利擁護連携協議会設置要綱の改正について

### (1)改正内容

香美市権利擁護連携協議会設置要綱(令和2年香美市告示第128号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の「香美市権利擁護センター」を「中核機関」に改める。

### (2)改正理由

中核機関と権利擁護センターを一体的に運用することとし、中核機関を設置することとなったため。

## 3 報告

## 報告1 成年後見市長申立ての状況について

成年後見市長申立ての状況は、下表1-1のとおりで、高齢者については年度によって差が見られるものの平均5件程度の横ばいの状況となっています。障害者についての利用は、年間1件程度の状況です。

表1-1

年度	Н29	Н30	R 1	R2	R3	R4(暫定)
高齢	2人	7人	3人	9人	5人	2人
障害	0人	1人	1人	0人	0人	1人

## 報告2 高齢者・障害者虐待通報・認定状況について

高齢者虐待通報・認定状況の推移は、下表2-1のとおりで養護者からの虐待に関する通告が多く、通告については、ここ2年は減少傾向にあります。認定件数は、横ばいの状態が続いています。 令和3年度に通告のあった事案についての詳細は、別添資料5、6のとおり。

表2-1

		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
区分	類型	通告	認定	通告	認定	通告	認定	通告	認定
高齢	養護者	12	3	10	1	8	2	5	0
	施設職員	3	2	0	0	0	0	0	0
	そのほか	0		0		5		4	
障害	養護者	4	1	5	0	2	0	3	1
	施設職員	1	0	0	0	2	0	1	1
	使用者	0	0	0	0	0	0	0	0
	そのほか	0		2		1		0	

### 報告3 成年後見制度利用促進基本計画作成について

令和4年度中に策定予定としていました成年後見制度利用促進基本計画については、第3期香美市地域福祉計画と統合する形で策定を進めており、令和4年度末には完成する予定です。

# 香美市権利擁護連携協議会委員名簿

	所属	役職	氏 名
1	高知地方法務局香美支局	支局長	佐藤典明
2	高知公共職業安定所香美出張所	所長	森 英 司
3	高知県中央東福祉保健所	所長	竹崎恵彦
4	高知県南国警察署 生活安全課	課長	殿村健
5	香美市消防署	署長	五百蔵 哲 雄
6	香美市役所 福祉事務所	所長	中 山 泰 仁
7	香美市役所 健康介護支援課	課長	宗 石 こずゑ
8	同仁病院	院長	山下元司
9	香美香南老人ホーム組合 白寿荘	施設長	小松謙介
10	居宅介護支援事業所 いろは	管理者	田村美和子
11	かがみの育成園	支援課長	中山智博
12	香美市社会福祉協議会	会長	弘末俊郎
13	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山中博通
14	香美市障害者自立支援協議会	会長	秋友英稔
15	司法書士		宮下陽介

R4年9月1日時点

#### ○香美市権利擁護連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号) 第16条、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条の規定に基づき、養護者による高齢者又は障害者への虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者又は障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援を適切に実施すること並びに高齢者又は障害者の成年後見制度の利用促進、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的、かつ、円滑に行うため香美市権利擁護連携協議会(以下「連携協議会」という。)を設置する。

(事業内容)

- 第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。
  - (1) 香美市権利擁護センターの運営状況及び体制等
  - (2) 高齢者及び障害者虐待の早期発見や未然防止対策等防止対策に係る具体的な施策
  - (3) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に関する る啓発活動
  - (4) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消全般に ついての情報交換
  - (5) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に係る 民間団体及び公的機関等の相互連携体制の整備
  - (6) その他高齢者及び障害者に関する虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解 消に関し必要な事項

(構成)

- 第3条 連携協議会は、別表に掲げる団体、機関等(以下「関係機関」という。)の代表者等(以下「委員」という。)をもって構成する。
- 2 委員は、20名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合による補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 連携協議会に、会長及び副会長各1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、連携協議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代表する。 (会議)
- 第5条 連携協議会は、会長が召集し、会長がその議長となる。
- 2 連携協議会は、委員の過半数の出席をもって開催することができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、連携協議会に委員以外の者を出席させ、又は委員以外の者に意見を 聴くことができる。ただし、委員以外の者は議決権を有さないこととする。

(専門部会)

- 第6条 連携協議会に、社会基盤の整備を図るための地域課題の発見・把握及び地域づくり・資源開発を検討する専門部会を置く。
- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(個別ケース会議)

- 第7条 連携協議会に、個別事例の検討を行うための個別ケース会議を置く。
- 2 個別ケース会議は、高齢者又は障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者 差別解消に係る次に掲げる事項について検討する。
  - (1) 個別事案の状況把握及び問題点の確認
  - (2) 個別事案における援助内容及び援助方針の決定
  - (3) 個別事案における関係機関の役割分担の確認
  - (4) その他個別事案の解決に関し必要な事項
- 3 個別ケース会議は、高齢者にあっては健康介護支援課長が、障害者にあっては福祉事務所長が召集し、事例に応じて召集する関係機関を選定する。

(個人情報の保護)

第8条 委員及び協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 連携協議会の運営上必要な事務は、福祉事務所及び健康介護支援課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、連携協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

高知地方法務局香美支局 高知公共職業安定所香美出張所 高知県中央東福祉保健所 高知県南国警察署 香美市消防署 福祉事務所 健康介護支援課 香美郡医師会 介護保険施設 介護保険施設 介護保険サービス事業所 福祉施設 香美市社会福祉協議会 民生児童委員協議会 番美市障害者自立支援協議会 識見を有する者(法律関係、困難ケースに詳しい者など)

附則

その他市長が指定するもの

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。